

平成 23 年 4 月 28 日

貸金業法施行規則の一部改正について

本日、東日本大震災を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されましたのでお知らせいたします。

当協会は、金融庁に対して 4 月 14 日に、『「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書』（資料 1）を提出しておりますが、この要望を踏まえ今回の貸金業法施行規則の一部改正にあたり、金融庁から「東日本大震災を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」（資料 2）の要請文をいただいております。

貸金業者の皆様におかれましては、今回の貸金業法施行規則改正の趣旨及び示された貸金業法施行規則の解釈をふまえ、被災者の皆様の資金需要や条件変更の申し出などに適切に対応して頂きますようお願いいたします。

なお、本件の詳細は、『「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について』（資料 3）（金融庁報道関係資料）をご覧ください。

資料 1. 「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書

資料 2. 東日本大震災を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

資料 3. 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 コンプライアンス部

業務課 篠原・加藤

TEL : 03-5739-3014 FAX : 03-5739-3027

日金協発第 23-13 号

平成 23 年 4 月 14 日

金 融 庁 長 官

三 國 谷 勝 範 殿

日 本 貸 金 業 協 会

会 長 飯 島 巖

「東北地方太平洋沖地震」への対応に係る要望書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」につきましては、貸金業の利用者にも大きな被害が出ております。協会では、協会員に対して、被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込等の相談等について、被災者の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧な対応を要請し、協会員もそれに対して真摯に取り組んでいるところです。

今後、極度方式基本契約において極度枠の利用が進んだ場合、一部の利用者において、源泉徴収票その他の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載した書面を、施行規則に基づき 2 ヶ月以内に提出しなければならず、被災者に限って 2 ヶ月という期間を延長してはどうかという声があります。

また、改正貸金業法の完全施行に際して導入された「特定緊急貸付契約」について、当該「特定緊急貸付契約」を導入しようとしている協会員から、「疎明資料として領収書を徴求しなければいけないのか。」という照会が、協会に対しても寄せられることが予想されます。

つきましては、貴庁におかれましても、被災者支援の観点から、このような貸金業法の規定の運用について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

以 上

金 総 第 1761 号

平成 23 年 4 月 28 日

日本貸金業協会
会長 飯島 巖 殿

金融庁総務企画局長 森本 学
金融庁監督局長 畑中 龍太郎
(公印省略)

東日本大震災を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

貴協会におかれましては、今回の震災を踏まえ、各会員に対して、被災された顧客へのきめ細やかな対応を要請いただくなど、迅速にご対応いただき、御礼申し上げます。

さて、金融庁では、被災者の方が貸金業を利用するにあたり、法令に定める手続き等の規定が原因となって、不都合が生じるおそれがないよう、貴協会のご要望も踏まえ、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、引き続き、健全な消費者金融市場の重要な担い手として、被災者の方々からの急を要する資金需要や条件変更の申出に対して、状況に応じ、適切に対応させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、被災者の方々への資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

今般の震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2、第 10 条の 28 第 1 項第 1 号、附則第 2 項)

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2)を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。

返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号、施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 4 号、附則第 2 項)

個人事業主による借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号)は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとする(百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする)。

(3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号、附則第 3 項)

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客（主婦・主夫等）が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ（合算年収の 1/3 まで）（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な被災者に配慮し、事後（六月以内）の提出で足りることとする。

(4) 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項、附則第 4 項)

極度額方式による借入れ（＝キャッシング）を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて被災者に係る以下の特例を設ける。

当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な被災者に配慮し、「六月以内」の提出とする。

3. 施行日等

上記のいずれも、今般の震災の被災者を対象とした時限措置（10 月 31 日まで）とし、施行は公布の日（平成 23 年 4 月 28 日）からとする（ただし、上記（4）に係る改正の適用については、平成 23 年 1 月 11 日からとする）。

総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める契約

同条第 2 項第 1 号において保存義務が課せられている「不動産(借地権を含む。) 売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面」については、売買契約書や請負契約書はあくまでも例示であって、こうした正式な契約書は必ずしも必要ではなく、締結した契約が不動産の建設資金等に必要な資金の貸付けに係るものであることを証する書面（領収書、請求書等）であれば足りる。

貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 に定める契約

同条第 4 項第 2 号に定める「社会通念上緊急に必要と認められる費用」には、一般に、東日本大震災の被災者の方々の生活費等についても含まれると解される。

貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める契約

同条第 2 項第 4 号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面」については、ここに列挙されている確定申告書等はいくまでも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。

平成 23 年 4 月 28 日
金融庁

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

本日、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されました。

本件の概要は、以下のとおりです。

1. 趣旨

今般の震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 概要

- (1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
- (2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
- (3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
- (4) 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

詳細については、以下をご参照下さい。

- ・概要 [別紙 1]
- ・貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令 [別紙 2]
- ・貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照表 [別紙 3]

なお、本件の府令は、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

(参考) 貸金業者が被災者の方々の資金需要に適切に対応するにあたっての参考資料

「東日本大震災を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について（日本貸金業協会へ発出した要請文）」

[別紙 4]

「総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について」

[別紙 5]

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企画課信用制度参事官室
(内線 2648)

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

今般の震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2、第 10 条の 28 第 1 項第 1 号、附則第 2 項)

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2)を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。
- ◎ 返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、被災者の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号、施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 4 号、附則第 2 項)

個人事業主による借入れ(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号)は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとする(百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする)。

(3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号、附則第 3 項)

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客（主婦・主夫等）が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ（合算年収の 1/3 まで）（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）を行う場合について、被災者に係る以下の特例を設ける。

- ・ 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な被災者に配慮し、事後（六月以内）の提出で足りることとする。

(4) 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項、附則第 4 項)

極度額方式による借入れ（＝キャッシング）を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて被災者に係る以下の特例を設ける。

- ◎ 当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な被災者に配慮し、「六月以内」の提出とする。

3. 施行日等

上記のいずれも、今般の震災の被災者を対象とした時限措置（10 月 31 日まで）とし、施行は公布の日（平成 23 年 4 月 28 日）からとする（ただし、上記（4）に係る改正の適用については、平成 23 年 1 月 11 日からとする）。

内閣府令第二十一号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（東日本大震災に伴う貸付けに関する特例）

- 2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十条の二十三第一項第二号の 二八</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>
<p>第十条の二十三第一項第四号口</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画 (この号に掲げる契約に係る貸付 の金額が百万円を超えないもの であるときは、当該個人顧客の営 む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況。以下同じ。)</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況</p>
<p>第十条の二十三第二項第二号の 二〇(2)</p>	<p>書面</p>	<p>書面又は当該特定緊急貸付契約の相 手方である個人顧客から申告を受け た当該費用の見積額を記載した書面</p>
<p>第十条の二十三第二項第四号口</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資 金繰りの状況</p>

第十条の二十八第一項第一号八	三月	六月
第十条の二十八第一項第二号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができるとができる。

附則に次の一項を加える。

4 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十三年

十月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、この府令による改正後の貸金業法施行規則附則第四項及び次項の規定は、平成二十三年一月十一日から適用する。

(調整規定)

- 2 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十三条第三項に規定する個人顧客がこの府令による改正後の貸金業法施行規則附則第二項に規定する震災特例対象者である場合においては、平成二十三年十月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案

現行

<p>附則 （施行期日） （略） 1 （東日本大震災に伴う貸付けに関する特例） 2 個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（以下「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="354 273 603 443"> <p>第十条の二 第十二第一項 第二号の二 八</p> </td> <td data-bbox="354 443 603 761"> <p>三月</p> </td> <td data-bbox="354 761 603 1097"> <p>六月</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 273 354 443"> <p>第十三第一項</p> </td> <td data-bbox="226 443 354 761"> <p>事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げ</p> </td> <td data-bbox="226 761 354 1097"> <p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p> </td> </tr> </table>	<p>第十条の二 第十二第一項 第二号の二 八</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>	<p>第十三第一項</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げ</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>	<p>附則 （施行期日） （略） 1 （経過措置） 2 法附則第三条第二項の規定により、その営業所等の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして法第十五条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用される者に係る第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十六条までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、貸金業者の登録番号は、表示、記載又は通知しなければならない事項としない。</p>
<p>第十条の二 第十二第一項 第二号の二 八</p>	<p>三月</p>	<p>六月</p>					
<p>第十三第一項</p>	<p>事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げ</p>	<p>営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況</p>					

第十条の二	事業計画、収支計画及び	営む事業の状況、収支の
第十条の二 第十八第一項 第一号八	三月	六月
第十条の二 第十三第二項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況
第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)	書面	書面又は当該特定緊急貸 付契約の相手方である個 人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面
第四号ロ	<p>る契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）</p>	

十八第一項 第三号口	資金計画	状況及び資金繰りの状況
---------------	------	-------------

3 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間に、震災特別対象者である個人顧客との間で第十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

（大蔵省組織規程の一部改正）

3 大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條の八第二項中「財産の検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第七條第一項中「七十三人」を「七十五人」に改め、同条第二項及び第三項中「財産の検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第六十三條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。

第六十三條第五項中「二百二十九人」を「二百五十人」に改め、同条第六項中「並びに保険」を「保険」に改め、「関する検査」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査」を加える。

第七十二條中「左の」を「次の」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「取締」を「取締り」に改め、同条第八号中「金融機関」の下に「及び貸金業者」を加え、同条第十二号中「の外」を「のほか」に改める。

第七十五條第四項中「第九号」の下に「、第九号の二」を加える。

4

第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つたときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十三年十月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

(新設)

日本貸金業協会
会長 飯島 巖 殿

金融庁総務企画局長 森本 学

金融庁監督局長 畑中 龍太郎

東日本大震災を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

貴協会におかれましては、今回の震災を踏まえ、各会員に対して、被災された顧客へのきめ細やかな対応を要請いただくなど、迅速にご対応いただき、御礼申し上げます。

さて、金融庁では、被災者の方が貸金業を利用するにあたり、法令に定める手続き等の規定が原因となって、不都合が生じるおそれがないよう、貴協会のご要望も踏まえ、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、引き続き、健全な消費者金融市場の重要な担い手として、被災者の方々からの急を要する資金需要や条件変更の申出に対して、状況に応じ、適切に応えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、被災者の方々の資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 別添 1 については別紙 1、別添 2 については別紙 5 となっております。

総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

- 貸金業法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める契約
同条第 2 項第 1 号において保存義務が課せられている「不動産(借地権を含む。)売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面」については、売買契約書や請負契約書はあくまでも例示であって、こうした正式な契約書は必ずしも必要ではなく、締結した契約が不動産の建設資金等に必要な資金の貸付けに係るものであることを証する書面（領収書、請求書等）であれば足りる。

- 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 に定める契約
同条第 4 項第 2 号に定める「社会通念上緊急に必要と認められる費用」には、一般に、東日本大震災の被災者の方々の生活費等についても含まれると解される。

- 貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める契約
同条第 2 項第 4 号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面」については、ここに列挙されている確定申告書等はいくまでも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。